



豊岡市歩いて暮らすまちづくり構想

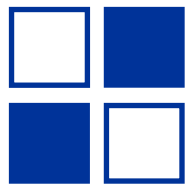
—健康政策から健康まちづくり政策へ—

(概要版)



平成24年4月

豊岡市



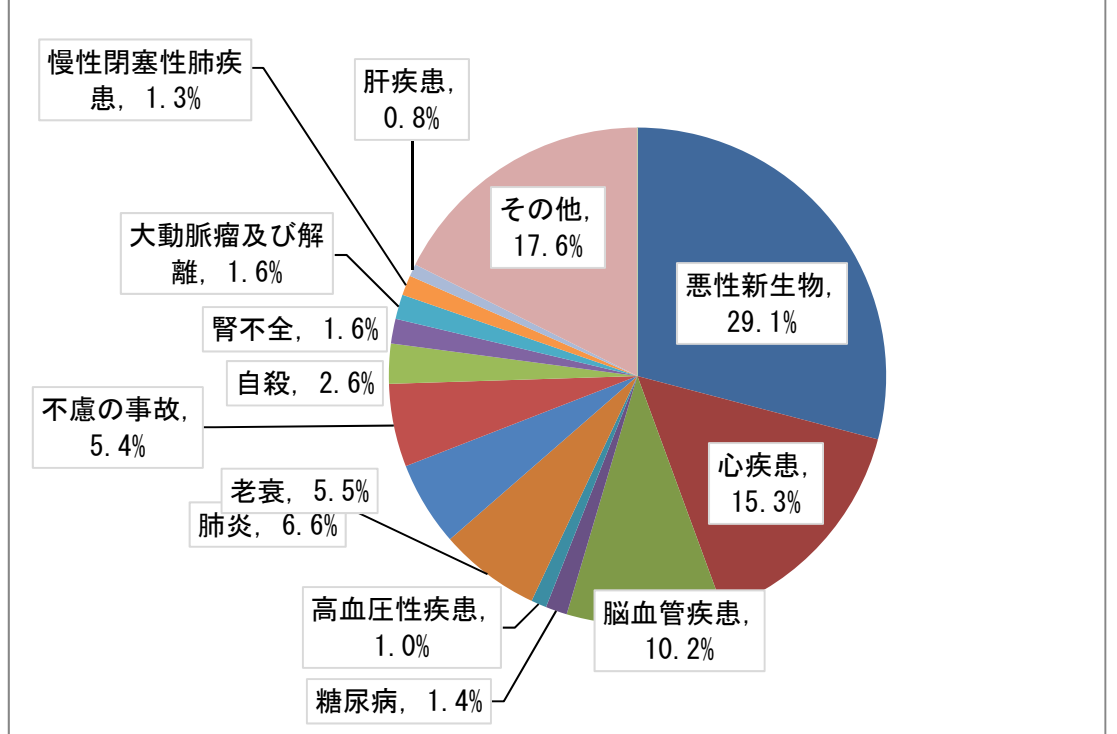
なぜ、歩いて暮らすまちづくりなの？

高齢化が進み、生活習慣病で死亡する人が増えています

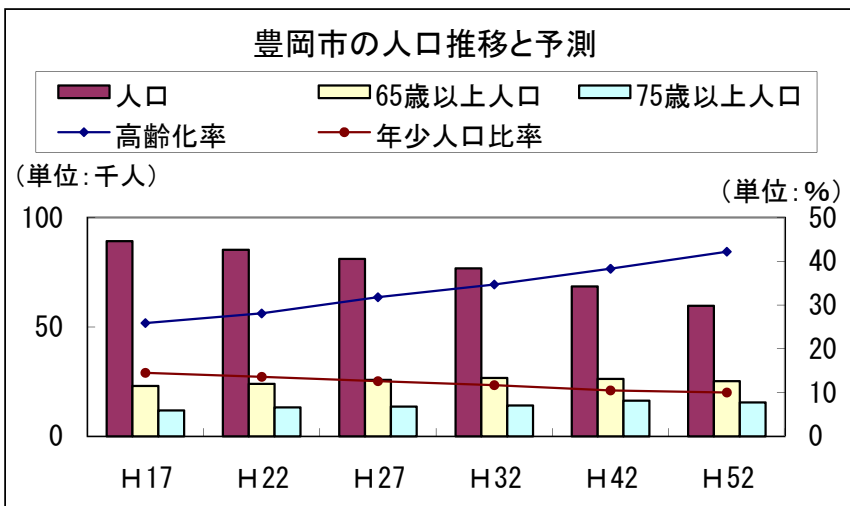
本市における高齢化率は、28.3%(平成22年2月1日現在)と県内でも高齢化が進んだ地域であり、平成27年には、31.8%と市民の約3人に一人が高齢者になると見込まれています。

また、本市の主要死因別死亡原因(平成20年)を見ると、悪性新生物29.1%、心疾患15.3%、脳血管疾患10.2%、糖尿病1.4%、高血圧性疾患1.0%と、食生活や運動不足に起因する生活習慣病が約6割を占めています。生活習慣病健診の結果を見ても、全ての項目で正常範囲内の者が減少し、生活習慣病継続加療者は、増加傾向にあります。

豊岡市の主要死因別死亡割合(平成20年)



豊岡市の人口推移と予測



安心して暮らせる社会を築くためには健康づくりが必要です

市民誰もが、健康づくりに取り組むと、個人の健康度が上がり健康寿命を延ばせます。それだけでなく、市民一人ひとりが地域を支え続ける力となり、地域のつながりや信頼関係を高めることにもなり、安心して暮らせる社会を築くことにつながります。

今後、このような社会を築くためには、市民の健康に対する意識を高めるための施策や意識をしなくても自然に健康行動につながるような仕掛けづくりを進めるなど、「健康まちづくり政策」としてあらゆる部門が連携していく必要があります。

課題

健康に対する市民の意識の変革

(意識的に、積極的に健康づくりに参加)

まちのあり様の変革

(無意識に、自然に健康づくりに参加)

方向性

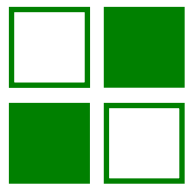
科学的根拠に基づく事業の展開と科学的検証結果の呈示

「健康」コミュニティの形成

まちづくり全般に健康の視点を取り入れた施策展開

歩いて暮らすまちづくりの実現

◎歩いて暮らすとは？…健康づくりの基本は、まず「歩く」ことです。歩いて暮らすまちづくりは、日々の暮らしの中で、歩くことをはじめ、個々に応じた健康づくりに意識的に取り組んでいくことを目指します。



歩いて暮らすまちづくり構想とは？

こどもの笑顔・100歳の笑顔 健康あふれるまち 豊岡

生涯にわたり元気で楽しく豊かに暮らすためには、健康であることが何よりも大切です。

私たちは、健康まちづくりを進めることで、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが健康で笑顔にあふれて生きいきと暮らし、お互いの限られた大切な命への共感を持って、地域のコミュニティがしっかりと構築された持続可能なまちづくりが実現されることを願っています。

そこで、この構想の基本理念を「こどもの笑顔・100歳の笑顔 健康あふれるまち 豊岡」と定めて、車の便利さを見つめ直すとともに、歩くことを基本とする健康まちづくりを積極的に進めます。

誰もが「健康づくり」を 楽しんでいます

市民が楽しく健康づくりに取り組み 心身ともに健康である姿を目指して

- みんなが歩くことを格好いいと感じて楽しんでいます。
- 人が集い語り合う場が、人々の健康を支え合う力になっています。
- 「食」を通じた健康づくりを楽しんでいます。

○主要事業 健康ポイント制度、健康づくり推進モデル事業、歩キング推進事業、健康づくりにつながる組織の育成、買物バス、携帯版健康ネットシステム、食育推進事業



まちじゅうに 子どもの声があふれています

豊岡市の将来を担う 子どもたちの健やかな成長を目指して

- 子どもたちが元気に走り回っています。
- たくさんの方がまちじゅうで子どもたちを見守っています。

○主要事業 環境体験及び自然学校、校園庭芝生化、すくすくプログラム、幼児期における運動遊び、子どもの野生復帰大作戦



お年寄りの元気な力が 地域を支えています

お年寄りが生きがいを持って元気で健康に過ごし 積極的に地域や家庭を支えている姿を目指して

- お年寄りが子どもたちと仲良く歩いている姿をよく見かけます。
- お年寄りが地域の中で元気に活躍しています。

○主要事業 三世代交流事業、老人クラブ活動、敬老会事業、地域文化愛護活動の推進



人や自然に対して やさしさがあふれています

人や自然を大切にし 豊かな自然を生かした健康づくりを目指して

- 四季を感じながら、まちを散策している人を見かけます。
- 人や自然を思いやり、健康であることを大切にしようとしています。

○主要事業 ウォーキングロードの整備、防犯灯設置及び維持管理、環境創造型農業、コウノトリ共生推進事業、自然環境保全事業、クリーン作戦



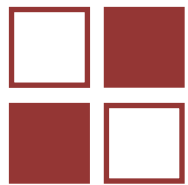
「健康あふれるまち豊岡」が みんな大好きです

健康づくりの進んだ豊岡市を市民の誰もが誇りに思い その魅力を発信し 経済活動も活性化している姿を目指して

- 健康づくりが経済に好影響を与えています。
- 健康あふれるまち豊岡を誇りに思い、まちの魅力を発信しています。

○主要事業 公共交通利用者への特典サービス、賑わい・交流の場づくり、コウノトリ共生推進事業、山陰海岸ジオパーク推進事業、スポーツ大会等の推進





歩いて暮らすまちづくり条例を制定しました

市民・団体等・市が連携して健康まちづくりを進めます

市では、市民誰もが「歩いて暮らす」ことを基本とした健康づくりに取り組み、健康で暮らせる社会をつくるため、「豊岡市歩いて暮らすまちづくり条例」を制定し、4月1日に施行しました。

市民の皆さんは…

- 健康に関心を持ちましょう。
- 個々に応じた健康づくりを日々の暮らしの中で積極的に取り入れ、自らの健康づくりに努めましょう。
- 健康づくりを通して、人や地域とのつながりを大切にした暮らしに努めましょう。

団体等の方は…

- 健康への関心を高め、地域社会の一員として、積極的に健康づくりへの支援に努めましょう。
- 地域経済活性化のため、健康産業への参画、健康産業との連携に努めましょう。

市は…

- 市民や団体等の健康に対する意識を高め、誰もが健康づくりに取り組みやすい環境整備に努めます。
- 市の各種計画を進める際に、歩いて暮らすまちづくりにつながるよう、総合的なまちづくりに努めます。
- 具体的な施策を進める際、科学的検証による評価などを行い、効率的で効果的な施策を推進し、施策の成果や評価を公表します。
- 施策の評価、進行管理を適切に行うため、審議会を設けます。



平成24年3月29日
豊岡市条例第15号

豊岡市歩いて暮らすまちづくり条例

少子高齢・人口減少社会を迎える中で、地域活力の低下や社会保障費の増大が私たちの未来に大きな影を落としている。今や、市民一人一人が健康であることは、個人の問題にとどまらず、互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会を構築し、維持する上で不可欠となっている。

また、健康であることは個人個人の幸せの基礎をなすものであり、限られた命が健やかであれという願いは、市民共通の大切な願いである。この意味でも、健康の維持、増進は、単なる個人の問題にとどまらず、命への共感に基づきながらお互いに共通の課題として取り組むべき重要な事柄と言える。

しかし、これまでの健康づくり施策や活動には、健康に関心のある市民だけでなく誰もが楽しみながら取り組むという視点、総合的なまちづくりが必要であるという視点及び科学的な検証に基づいて進めるといった視点が欠けていた。健康づくりは、一人で行うより仲間とともに進めようとする継続し、効果があるということも明らかになっている。

これらを踏まえ、私たちは、市民、団体、行政が手を携え、「歩いて暮らす」ことを健康づくりの基本として、誰もが笑顔を支え合い、安心して生き生きと暮らせる健康あふれるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)
第1条 この条例は、歩いて暮らすことを基本とした健康あふれるまちづくり（以下「歩いて暮らすまちづくり」という。）の推進について基本理念を明らかにし、その基本理念を実現するための基本的事項を定めることにより、生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会の創造に寄与することを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において「団体等」とは、市内で活動する団体及び事業活動を行う事業者をいう。

(基本理念)
第3条 歩いて暮らすまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
(1) 市民が健康に対する関心を高め、健康寿命の伸長につながる行動を自ら積極的に進めることにより、市民一人一人に笑顔があふれるまちづくりを進めること。
(2) 市民が健康づくりを通して人や地域のつながりを深め、健康あふれる元気なまちづくりを進めること。
(3) 市民、団体等及び市が互いに連携して、健康につながる幅広い視点でのまちづくりを進めること。

(市民の役割)
第4条 市民は、健康に対する意識を高め、歩くことを基本に、個々に応じた健康づくりを日々の暮らしの中で積極的に取り入れるとともに、市及び団体等が実施する健康につながるサービスを積極的に利用し、自らの健康づくりに努めるものとする。
2 市民は、健康につながる行動を通して、人と人とのつながりを大切にした暮らしの実践に努めるものとする。

(団体等の役割)
第5条 団体等は、健康に対する意識を高め、地域社会の一員として、積極的に健康づくりへの支援に努めるものとする。
2 団体等は、健康産業への参画、健康産業との連携により、健康づくりを通じて地域経済の活性化に資するよう努めるものとする。

(市の役割)
第6条 市は、市民及び団体等の健康に対する意識を高めるとともに、誰もが健康づくりにつながる行動を起こしやすくするための環境整備に努めるものとする。
2 市は、市政のあらゆる分野の計画の策定に当たっては、歩いて暮らすまちづくりの推進に資するよう努めるものとする。
3 市は、歩いて暮らすまちづくりのための具体的な施策の立案及び実施に当たっては、科学的検証等による評価及び見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進に努めるとともに、施策の成果及び評価を公表するものとする。

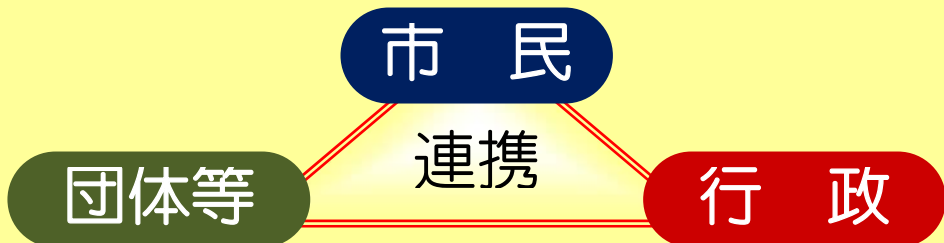
(基本方針)
第7条 市民、団体等及び市は、基本理念のっとり、次に掲げる事項を基本方針として、総合的かつ計画的に歩いて暮らすまちづくりを推進するものとする。
(1) 市民が地域の中で集い、語り合い、互いに支え合い、誰もが楽しみながら健康につながる活動を行うことのできるまちづくりを進めること。
(2) 市民が意識をしなくても、自然に健康になることのできるまちづくりを進めること。
(3) 自然、歴史、伝統、文化等の地域資源を大切にし、それらを活用して健康あふれるまちづくりを進めること。
(4) 人にも自然にもやさしい環境への取り組みを通じて、健康あふれるまちづくりを進めること。

(歩いて暮らすまちづくり構想)
第8条 市長は、歩いて暮らすまちづくりの推進に関する構想（以下「歩いて暮らすまちづくり構想」という。）を策定し、歩いて暮らすまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
2 歩いて暮らすまちづくり構想は、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 歩いて暮らすまちづくりに関する長期的な目標及び施策の方向
(2) 前号に掲げるもののほか、歩いて暮らすまちづくりに関する施策を推進するために必要な事項

(歩いて暮らすまちづくり審議会)
第9条 歩いて暮らすまちづくりの円滑な推進を図るため、豊岡市歩いて暮らすまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、歩いて暮らすまちづくり構想に基づく施策の評価、進行管理等の基本的事項及び歩いて暮らすまちづくり構想の変更について調査審議する。
3 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。
4 審議会は、委員15人以内で組織する。
5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、平成24年4月1日から施行する。



豊岡市 健康福祉部 健康増進課 健康まちづくり推進室

〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市総合健康ゾーン健康福祉施設

TEL.0796-24-1127 FAX.0796-24-9605 E-mail:kenkouzone@city.toyooka.lg.jp

